

第1章 共同福利施設事業の制度的意義と役割

緩衝緑地は、戦後わが国が驚異的な経済復興と発展を遂げる過程で顕在化した産業公害を防止するため、工業地帯と住宅・市街地の間に緩衝帯となる緑地を設置し、明確な形で土地利用分離を図り、かつ地域住民に良好なレクリエーション空間を提供する緑地であり、わが国の環境行政、公園緑地行政の一翼を担ってきた。緩衝緑地整備の担い手であった環境事業団は、今般の特殊法人等改革における業務と組織の見直しにより、平成16年4月に独立行政法人環境再生保全機構へと改組され、わが国の緩衝緑地整備を担ってきた共同福利施設事業は継続中の事業を除き廃止された。

緩衝緑地に関する既往の研究としては、佐藤¹⁾が、日本の公園緑地の発達史を体系的に論じるなかで、緩衝緑地事業を概括的に論じた例、白井²⁾がわが国の緑地保全思潮の変遷において緩衝緑地の意義を論じた例、白田³⁾が播磨地域における緑地帯の発展過程を論じた例等があるが、緩衝緑地について事業制度面、事業効果面から論じた例は、ほとんど見られない。

本稿は共同福利施設事業について、制度創設時の社会的背景と経緯を踏まえ、緑地の計画的整備、ストック形成等に果たした意義と役割について事業制度面と事業効果の側面から検証を行うことにより、整備された緩衝緑地等の環境保全を目的とした緑地の有効な保全と管理に資する上での基礎的資料を得ることを目的とするものである。具体的方法としては、緩衝緑地の整備を担ってきた共同福利施設事業を対象に、既存の文献や統計資料、制度創設時の資料等に基づき、①共同福利施設事業に係る制度創設時の社会的背景と特色を整理し、②事業実績より、公害防止計画における共同福利施設事業の役割を整理するとともに、③共同福利施設事業と事業規模が概ね等しい都市公園事業について事業期間を比較することにより、緩衝緑地整備の早期効果発現について検証を行った。

1. 事業創設の社会的背景と経緯

1960年代におけるわが国の産業活動の急速な発展に伴い、臨海工業地帯等の産業活動が集中的に行われる地域において、工場からの排出される煤煙等による大気汚染や排水による水質汚濁等による生活環境の悪化やぜんそく等健康被害の発生がみられる等、産業公害は重大な社会問題として顕在化していた。高度経済成長の過程において、京阪神の工業地域を始め産業活動が集中して行われている地域では工場の集中的な立地、工場と住宅の無秩序な混在等により、産業公害が一層深刻化していく傾向がみられ、より強力な公害対策が望まれるようになった⁴⁾。

このような状況を踏まえ、産業集中地域における産業公害を防止するため、公害防止施設、工場移転のための敷地造成、公害防止のための緩衝施設の設定・譲渡、公害防止施設に対する融資等の事業を行う独立の組織を設置させるべく、1965年5月の第48回国会において「公害防止事業団法」が成立し、環境事業団の前身である公害防止事業団が同年10月1日に設置された。

わが国の産業活動の急速な発展の過程で、工場と住宅の無秩序な乱立、技術革新による大規模工場の集中立地化等に伴い、産業公害が顕在化し、生活環境の悪化が社会問題化する中で、産業集中地域における公害を防止するための効果的対策として工場地域と住宅地域間の土地利用を明確な形で分離する緩衝施設を公害防止事業団が設置し、地方公共団体に譲渡する事業が、同法第18条第1項第4号に規定された「共同福利施設建設譲渡事業」（以下「共同福利施設事業」という。）である。ここに、「産業公害」とは同法第18条第1項第1号の規定に基づき「工場及び事業場が集中し、かつ、これらにおける事業活動に伴う大気の汚染、水質の汚濁等による公害」を言う。

制度創設に当たって、環境行政を所管していた厚生省(当時)では公害被害の増大を憂慮し、年金積立原資をもとに公害防止のための投資を助成するために事業団構想を検討していた。この検討において、事業団が行う主要事業の一つとして、千葉県市原地区を具体の候補に「共同保健福祉施設」の名称で、緩衝帯となる施設が構想された⁵⁾。したがって、共同福利施設

(参考)

国庫補助緩衝緑地造成事業の実施要領⁸⁾

昭和43年6月15日 建設省

第1 採択基準

緩衝緑地造成事業として国庫補助の対象となる事業は、次の各号に該当するものとする。

- 1 都市計画法(大正8年法律第36号)第16条に規定する緑地であつて、都市計画事業として施行するものであること。
- 2 当該緑地は、火力発電所、化学工業、石油製品製造業、鉄鋼業を主体とする工業地域から発生するばい煙、騒音その他の公害を防止又は緩和するため他の地区と遮断することが都市構成上、有効かつ必要と認められるもの(以下「緩衝緑地」という)であつて、その遮断効果をあげるために必要な配置と面積(原則として20ヘクタール以上)を有するものであること。
- 3 緩衝緑地は、同時に公害防止事業団法(昭和40年法律第95号)第18条第4号に規定する施設に該当するものであつてその全部又は一部を公害防止事業団が都市計画事業の特許を受けて造成し、造成後これを地方公共団体に譲渡するものであること。
- 4 緩衝緑地造成事業に要する費用(第2、2に定める補助の対象となる費用をいう。)の4分の1以上を企業(公害対策基本法(昭和42年法律第132号)にいう事業者をいう。)が負担するものであること。

第2 実施方針

1 補助事業者

公害防止事業団に対し、補助するものとする。

2 補助対象事業費の範囲

補助の対象となる事業費の範囲は、用地の取得費、敷地の造成費、園路、広場、植栽工事費及び維持管理のため通常必要とする管理施設に要する費用とする。

3 補助率

補助対象事業費から企業が負担する額を控除した残額の3分の1を補助するものとする。

4 補助条件

補助金の交付決定にあたっては、次の旨の条件を附するものとする。

- (1) 緩衝緑地造成事業に要する費用についての地方公共団体及び企業の費用負担について費用負担協定書を締結させ、それぞれの負担金額、負担方法等を明らかにしなければならないものとする。
- (2) 当該緩衝緑地造成事業の全部又は一部が完了し、地方公共団体に譲渡するときは、公害防止事業団法第条に規定する業務方法書の定めるところに基づいて、譲渡価格及びその支払い方法等を明らかにし、譲渡しなければならないものとする。
- (3) 譲渡を受けた地方公共団体は、当該緩衝緑地を補助金の交付の目的に反して逆用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないものとする。ただし、補助事業者が、あらかじめ建設大臣の承認を受けて承認した場合は、その限りでないものとする。

その他の事項については、他の一般補助事業に準じて取扱うものとする。

設は事業創設時においては、緩衝緑地と必ずしも同義ではなかった。このことは、共同福利施設が制度化され、事業団が発足後もその「業務方法書」において、「共同福利施設」の定義を、「共同福利施設とは、公園緑地、運動場、その他の施設であって、当該地域の工場又は事業場の従業員及び住民の福利に資するもの」とされていることから伺える。

共同福利施設が、緑地の形態を伴う上で明確に行政上の裏付けがなされたのは、1968年度から事業費に都市公園の国庫補助金が導入されたことによる。補助金の投入に際しては、市原市、四日市市、和歌山市、赤穂市、姫路市、倉敷市、徳山市、大分市の緩衝緑地の事業を抱えていた八つの地方公共団体が「緩衝緑地対策協議会」を組織し、建設省(当時)や大蔵省(当時)はじめ関係方面に強く働きかけたことが制度化に寄与したといえる。具体的には、建設省(当時)は共同福利施設事業を補助対象事業するために実施要領(p4。「参考」参照)^{補注②}を新たに定め、採択基準として「都市計画事業として施行する緑地」である旨を明記したのであった。この規定により、共同福利施設は単に緩衝帯となる空地や施設ではなく、具体的に「緑地」の形態を伴うことが補助事業採択に当たっての必要条件となった。

なお、公害防止事業団法は1992年に環境事業団法へと改正され、公害防止事業団は環境事業団へと改組されている。

2. 共同福利施設事業制度の特性と制度スキーム

2.1 事業の特性

共同福利施設事業は、環境事業団法第18条第1項に基づき、「産業公害が著しい地域、若しくは著しくなるおそれがある地域において、その発生を防止するために必要な施設であり、工場又は事業場の共同の利用に供する施設であって当該地域の工場又は事業場の従業員及び住民の福利に資する施設を設置し、譲渡する事業」と定義される。

当該事業の特色は、①事業費の一部を企業等に負担を求める仕組みとなっている点、②用地費については補助率の嵩上げ措置がなされている点、③事業団自ら

が施行主体となっている点、を指摘できる。

このうち、①については、「公害防止事業費事業者負担法」(1970年12月制定)に基づき、当該事業により整備される緑地、広場その他の空地については、事業費の一部(1/2~1/4)について公害発生源となる企業等に費用負担を求めるしくみとなっている。②については、「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(1971年5月制定、以下「公害財特法」という。)により、「公害防止計画」に位置づけされた緑地整備のうち用地・補償費については、補助率を通常の1/3から1/2へ嵩上げ措置がある。③について、環境事業団は、都市計画法第59条第4項に規定する国の機関として、自ら都市計画事業の主体として事業を施行することとなる。

環境行政の主要課題であった産業公害の防止に対応するため、環境事業団という環境対策の専門機関に事業の主体性を法的に付与し、経験とノウハウを有する技術集団をプールすることによる「技術支援」と事業者負担を内包し、国費の傾斜的配分による「財政支援」により、地方財政の悪化を招くことなく、環境対策上緊急性を有する緑地の整備を効率的に遂行していくことが共同福利施設事業の特性である。

2.2 事業制度上のスキーム

1965年に制度が創設されて以来、一貫してわが国の緩衝緑地の整備を担ってきた共同福利施設事業は、「建設譲渡事業」という事業団独自の事業手法により、推進が図られてきたといえる。具体には、以下のような事業の手順で遂行される。

①環境事業団と地方公共団体との間で「譲渡契約」を締結した後に、事業団が毎年度主務大臣(環境大臣)の予算と事業計画の認可を受けて、事業を執行する。

②当該事業は、予算認可後に事業団が財政投融资資金等による予算措置を行い、都市計画事業として執行し、緑地整備として設計・用地買収・工事発注・施工管理等を行う。

③緑地が竣工した後に、事業団と地方公共団体は「確定契約」を締結し、完成した緑地は事業団より地方公共団体に譲渡される。

④譲渡された緑地は、地方公共団体が条例に基づき都市公園として供用し、管理する。

したがって、事業団では、緑地の整備を行い、完成後の緑地は都市公園として地方公共団体が維持管理を行う。

3. 事業費の構成と財政支援措置の推移

事業費の構成と事業費負担の割合を模式的に表すと表 1-1 のとおりである。事業実施段階では、事業費の 5~10%について譲渡先である地方公共団体が「地方公共団体」負担分より負担する他は、地方負担と企業負担に係る経費は、整備段階においては発生せず、事業団が国の認可を受けて財政投融資（以下「財投」と表記。）により予算措置を行い、事業を執行することとなる。

図 1-1 は、財投資金と国庫補助金並びに割賦償還金の資金フローを模式的に示したものである。財投借入れ分については、緑地が完成し、事業団から地方公共団体に譲渡された後に、地方公共団体が企業負担分と合わせて、2年以内の据え置き期間を含め、20年以内という長期かつ低利で事業団に償還されるしくみとなっていた。したがって、建設譲渡事業では、整備段階において頭金以外の地方負担は発生せず、事業団が国庫補助金の交付と財投資金の融資を国から受けて、立替え施工を行うしくみである。

表 1-2 は国の財政支援措置の推移を都市公園事業との対比によりまとめたものである。国庫補助金については、1968年度から適用となったが、前掲の緩衝緑地対策協議会を構成する八つの市以外は用地費は補助対象外であった。なお、上記の実施要領²⁾より、事業費の 1/4 以上を企業負担とすることが、公害防止事業費事業者負担法が制定されるより以前に採択要件に規定された。1971年には公害財特法による補助率嵩上げにより通常の補助率 1/3 が 1/2 に引き上げられた。

1973年度からは全地区について、用地費補助が認められた。なお、施設費については、1972年度より一般の都市公園事業において補助率が一律に 1/3 から 1/2 に引き上げられたことから、公害財特法によ

る国費の傾斜配分は生じない。

さらに 1976年 12月の特別交付税に関する自治省令の改正により、地方公共団体の負担に係る償還時の割賦金について、負担額の 1/2 を上限に財政力指数に応じた指数を乗じた額の特別交付税が交付されることとなった。一般の都市公園事業では、起債充当分(70~75%、1976年時点)の 30%を交付税措置されることと比較すると、国庫補助率の嵩上げとともに、財政上の優遇が図られることとなった。

このように、1965年度に共同福利施設事業制度が創設された後に、事業の進展に応じて公害対策として国の財政的な支援措置の強化・拡充が順次講じられていった。

以上のことから、共同福利施設事業における地方公共団体への財政支援措置としては、

①財投資金によって事業団が事業主体となって整備段階の事業予算を措置し、②都市公園の国庫補助事業が充当されたこと、③公害財特法に基づき国庫補助率は 1/2 への嵩上げ措置が図られたこと、④地方負担の割賦償還に対して特別交付税が措置されたこと、等の措置が一体的に講じられることとなり、これらの国からの財政支援措置により効率的な事業遂行が制度的に担保されたと言えよう。

共同福利施設事業の実施箇所を図 1-2 に示す。

4. 公害防止計画における位置づけ

1967年に公害対策基本法が制定され、公害防止に関する施策に係る計画として「公害防止計画」が制度化された。

同計画は、公害対策基本法が平成 5年に環境基本法に統合されたことにより、現在は環境基本法に規定されている。同計画に基づいて実施される「公害対策事業」については、上述した公害財特法に基づく国庫補助率の嵩上げが行われる。

1)表 1-3より、1965年度から 2000年度末までに事業団が整備した緩衝緑地は全体で 52地区、1,114haに及ぶ。表 1-4より、「公害防止計画」に基づいて実施された事業は、39地区、694haとなっており、事業団

表 1-1 事業費負担の内訳 (企業負担 3 分の 1 の場合)

| 区 分 | 企業負担 | 地方公共団体 | 国庫補助 |
|-----------|---------|---------|---------|
| A 用地及び補償費 | 1 / 3 A | 1 / 3 A | 1 / 3 A |
| B 施設費 | 1 / 3 B | 1 / 3 B | 1 / 3 B |
| C その他 | 1 / 3 C | 2 / 3 C | |

- (注) 1. 総事業費 = 用地及補償費 + 施設費 + その他経費
 その他経費 = 事務費 + 建設中の財投借入利息 (建設利息)
 2. 国庫補助分については、公害財特法による補助率嵩上げ (1/2) を適用

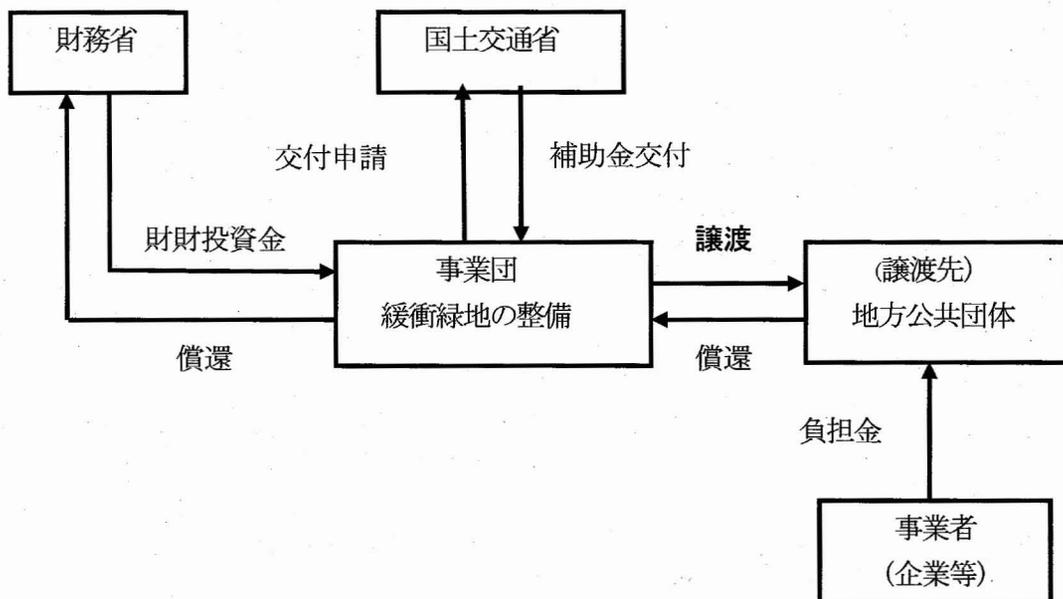


図 1-1 資金フロー図 (共同福利施設事業)

表 1-2 財政支援関連法制度と補助事業等の推移

| 年月 | 法制事項等 | 共同福利施設事業 | 都市公園事業 |
|----------------|---|--|---|
| 1965年6月 | 公害防止事業団法制定 | 共同福利施設事業を制度化 (国庫補助なし) | |
| 1967年8月 | 公害対策基本法 ・公害防止計画制度化 ・第一次計画は46年度が最初 | | |
| 1968年6月 | 国庫補助緩衝緑地造成事業の実施要領 | 国庫補助導入(補助率1/3)、八市以外は用地費対象外 | |
| 1970年12月 | 公害防止事業費事業者負担法 ・企業負担を制度化 | 事業費の1/4~1/2を企業負担 | |
| 1971年5月 | 公害財特法 ・補助率嵩上げを制度化 | 公害防止対策事業については補助率1/2に嵩上げ | |
| 1972年 | 第1次都市公園等整備五箇年計画(1972年度~86年度) | | 施設補助率引上げ 1/3→1/2 起債創設・充当率 70~75% |
| 1973年 1976年 | 特別交付税に係る自治省令改正 | 全地区に用地費補助が適用される 割賦償還の1/2を上限として特別交付税措置を制度化 | |

表 1-3 共同福利施設整備実績

(2000年度末現在)

| 地区(N) | 整備面積(A) | 整備事業費(B) | A/N | B/N |
|-------|---------|----------|------|-------|
| | ha | 百万円 | ha | 百万円 |
| 52 | 1,114 | 257,082 | 21.4 | 4,944 |

(注)環境事業団(2001)より作成

表 1-4 公害防止計画と緩衝緑地

| 区分 | 公害防止計画区域内緩衝緑地 | | | | 計画区域外整備済 |
|--------|---------------|------|-------|-------|----------|
| | 計画策定以前整備済緑地 | | 整備済緑地 | 未整備緑地 | |
| 事業主体 | 事業団 | 地公体 | 事業団 | (地公体) | 事業団 |
| 箇所数 | 6 | 3 | 39 | 8 | 7 |
| 面積(ha) | 187.6 | 53.3 | 694.2 | 225.8 | 232.2 |

(注)1. 2000年度末現在の公害防止計画資料、並びに関係府県へのヒアリングにより作成。

2. ()書きは予定。

表 1-5 共同福利施設事業の平均事業期間

(単位:ha, 年, 百万円)

| 地区名 | 譲渡先 | 事業年度 | 事業期間 | 事業面積 | 事業費 |
|--------|------|-------|------|--------|---------|
| (県事業) | | | | | |
| 鹿島 | 茨城県 | 70～74 | 5 | 72.5 | 2,221 |
| 多賀城1期 | 宮城県 | 70～73 | 4 | 13.6 | 1,519 |
| 多賀城2期 | 宮城県 | 72～75 | 4 | 11.1 | 2,008 |
| 坂出 | 香川県 | 74～79 | 6 | 20.9 | 3,945 |
| 小野田1期 | 山口県 | 74～76 | 3 | 20.3 | 1,690 |
| 富山 | 富山県 | 76～82 | 7 | 25 | 9,142 |
| 福井1期 | 福井県 | 77～78 | 2 | 25.7 | 2,228 |
| 福井2期 | 福井県 | 79～82 | 4 | 58.4 | 5,453 |
| 福井3期 | 福井県 | 82～84 | 3 | 50.2 | 2,632 |
| 庄内空港 | 山形県 | 89～94 | 6 | 60.8 | 9,992 |
| 松本空港 | 長野県 | 91～95 | 5 | 49 | 19,119 |
| 松本空港2期 | 長野県 | 95～00 | 6 | 18.8 | 17,772 |
| 計12地区 | | | 56 | 426.3 | 77,721 |
| 平均 | | | 4.66 | 35.5ha | 6,477 |
| (市事業) | | | | | |
| 徳山1期 | 徳山市 | 68～70 | 3 | 75.1 | 1,230 |
| 姫路1期 | 姫路市 | 69～72 | 4 | 21.4 | 1,840 |
| 四日市霞ヶ浦 | 四日市市 | 70～72 | 3 | 22.9 | 650 |
| 東海1期 | 東海市 | 70～73 | 4 | 18 | 1,397 |
| 鶴崎 | 大分市 | 71～73 | 3 | 16 | 1,594 |
| 水島1期 | 倉敷市 | 71～74 | 4 | 40.7 | 5,143 |
| 姫路2期 | 姫路市 | 73～78 | 6 | 21.2 | 9,227 |
| 大分 | 大分市 | 74～79 | 6 | 70.5 | 8,836 |
| 君津 | 君津市 | 78～80 | 3 | 18.7 | 3,124 |
| 北九州 | 北九州市 | 79～85 | 7 | 25.8 | 12,582 |
| 習志野1期 | 習志野市 | 84～87 | 4 | 21.3 | 8,495 |
| 富津1期 | 富津市 | 85～88 | 4 | 36.7 | 14,299 |
| 東大阪 | 東大阪市 | 87～91 | 5 | 12.6 | 7,587 |
| 習志野2期 | 習志野市 | 88～94 | 8 | 42 | 14,092 |
| 姫路6期 | 姫路市 | 94～00 | 7 | 11.2 | 8,853 |
| 計15地区 | | | 71 | 454.1 | 98,949 |
| 平均 | | | 4.73 | 30.2 | 7,067 |
| 合計27地区 | | — | 127 | 880.4 | 176,670 |
| 平均 | | — | 4.70 | 32.6 | 6,543 |

注) 1. 環境事業団(2002)事業統計¹¹⁾より作成。

2. 事業対象期間は1968から2000年度まで。事業面積は、10ha以上である。

の整備した緩衝緑地全体の約 62%を占めている。公害防止計画区域にあるが、公害防止計画以前に整備された地区は 6 地区、187.6ha。また、公害防止計画区域外の事業箇所は 7 地区 232ha となっている。

2) 地方公共団体が計画区域内において緩衝緑地を整備した例としては、宮城県塩釜市の塩釜港緑地、茨城県波崎町の若松緑地、和歌山県和歌山市の河西公園の 3 箇所整備面積は約 53ha。いずれも、公害防止計画が策定される以前に整備された緑地である。

3) これら地方公共団体が設置した緩衝緑地の中で、公害防止事業費事業者負担法に基づいて事業者負担させた例はなく、かつ公害財特法に基づく「公害防止対策事業」に位置づけ、補助率の嵩上げが行われた例もない。

4) 現行の計画に位置づけられている未整備の緩衝緑地の面積は、2000 年度末時点で公害防止計画資料と都道府県へのヒアリング結果より約 220ha となっており、これらの緑地は共同福利施設事業の廃止により、今後は地方公共団体の事務に委ねられることとなる。

以上のことから、①産業公害の防止を事業目的としてあらかじめ「公害防止計画」にその整備計画を位置づけ、かつ②事業者負担、補助率嵩上げを行い整備した緩衝緑地を地方公共団体が整備した実施例は見当たらず、これまで公害防止対策事業として公害防止計画に位置づけられ、整備された緩衝緑地は、そのほとんど全てを事業団の共同福利施設事業によって担われてきたことがわかる。

5. 早期整備

国庫補助金が投入された 1968 年度から 2000 年度までの間における事業期間、事業面積、事業規模をまとめると、表 1-5 のとおりである。

ここに、「事業期間」とは譲渡契約締結から確定契約締結までの期間を言い、この間は国庫補助金の交付を受けることから国庫補助事業の「採択期間」とほぼ一致していると思なすことができる。

1) 補助金が投入された 1968 年度から、2000 年度までの間における共同福利施設事業の事業実施箇所のうち面積 10ha 未満の比較的小規模な地区を除くと 27 地

区である。この平均事業面積は 1 地区当たり 32.6ha、平均事業期間は 4.7 年となっている。

2) 通常の都市公園補助事業の事業期間と比較するため、国土交通省の既存資料に基づき、2001 年度から 2003 年度までの最近 3 箇年間に完了した都市公園のうち緩衝緑地の事業実績を勘案し、事業面積が 10ha 以上 100ha 未満の公園、又は事業費 200 億円を超える公園、部分的な改築を除外して、補助採択から完了までの期間を事業期間としてまとめると表 1-6 のようになる。過去 3 年間に事業完了した都市公園については、平均事業面積は 1 公園当たり 29.9ha であり、平均事業期間は 15.5 年、平均事業費は 5,201 百万円となっている。臨海部に位置する立地上の特性や整備されている施設内容は公園種別の相違により緩衝緑地とは異なるため、単純に比較することは難しいが、事業面積、平均事業費ともに緩衝緑地が対象とした都市公園の平均よりも上回っているため、事業期間を比較する上においては、特段支障はないと判断した。

3) 1) と 2) の比較により、緩衝緑地の平均事業期間は、ほぼ同等規模の面積と事業費を有する都市公園における平均事業期間と比べると約 1/3 程度の極めて短期間で事業が実施され、整備効果が発現していたことが推察される。

まとめ

共同福利施設事業により整備された緩衝緑地は、わが国の環境行政、緑地行政の発展にとって極めて特異な位置を占めるとともに、生活環境の保全・改善に重要な役割を担ってきたといえる。

(1) 産業公害を防止するためにより積極的な公害対策の必要性が高まっていた中で、共同福利施設について事業当初には住・工分離を図る緩衝帯となる空地や施設であり、かつ工場側と住民側が共同で利用できる福利施設として創設されたものであった。このため、事業当初は、必ずしも施設対象は緑地に限定されたものではなく、制度のスキームとして緑地の形態に規定されたのは公園事業の国庫補助金の導入された 1968 年以降であった。

(2) 制度創設以降、国庫補助金の導入を始め、公害

表 1-6 都市公園事業の平均事業期間

(単位:ha, 年, 百万円)

| 完成年度 | 完成公園 | 事業期間 | 面積 | 事業費 |
|------|-------|------|-------|---------|
| 2001 | 6公園 | 107 | 168.5 | 23,753 |
| | 1公園当り | 17.8 | 28.1 | 3,959 |
| 2002 | 8公園 | 112 | 269.2 | 40,246 |
| | 1公園当り | 14.0 | 33.7 | 5,031 |
| 2003 | 8公園 | 121 | 220.6 | 50,412 |
| | 1公園当り | 15.1 | 27.6 | 6,302 |
| 3ヶ年計 | 22公園 | 340 | 658.3 | 114,411 |
| | 1公園当り | 15.5 | 29.9 | 5,201 |

(注) 1. 国土交通省都市・地域整備局公園緑地課資料等より作成。

2. 2001年度から2003年度までの各年度で完了した都市公園事業を対象。

3. 事業面積10ha以上100ha未満の事業の内、事業費200億円以上の事業は除外した。

(2)1968年6月に、建設省において国庫補助事業の対象として共同福利施設建設事業を位置づけし、採択基準、補助率、補助条件等を同実施要領に規定した。

対策基本法や公害財特法、公害事業費事業者負担法等の関連法制が順次整備され、共同福利施設事業は公害防止計画に位置づけられた公害対策事業として、同計画に基づく緩衝緑地をほぼ一元的に担ってきたことが事業実績より明らかとなった。このような緑地のストック形成を可能とした事業制度が「建設譲渡事業」という整備手法であったといえる。

(3)この方式により、施設内容や立地特性の違い等により単純な比較は難しいが、同等規模の面積と事業費を有する都市公園の平均の事業期間と比べると緩衝緑地の平均事業期間は、比較対象とした都市公園の約3分の1以下の4.7年であり、緑地整備による早期の事業効果の発現が実績データからも推察された。

共同福利施設事業が廃止されるに当たり、今後は地方公共団体の事務に移管されることとなる。約1000haに及ぶこれらの緑地のストックを将来的な資産として適切に継承するとともに、共同福利施設事業によって培われた技術的知見やノウハウが円滑を地方公共団体へと継承されるとともに、今後の臨海部等での大規模緑地の造成等に有効に活用されていくことが課題と言える。

補注

(1)公害防止事業団法第20条第2項に基づき、事業団は1966年5月に「業務方法書」を定め、「緑地の設置と譲渡に関する事項」を規定した。

引用文献

- 1) 佐藤 昌(1977)日本公園緑地発達史(上巻)都市計画研究所, 東京, 698pp
- 2) 日本公園百年史刊行会(1978)日本公園百年史. 第一法規出版, 東京, 690pp
- 3) 白井彦衛(1977)都市の緑地保全思潮に関する研究(その5). 造園雑誌, 40(3), 38-45
- 4) 白田文昭(2002)播磨臨海地域における緑地帯の意義と役割に関する研究. 卒業論文, 86pp
- 5) 公害防止事業団(1976)公害防止事業団 10年のあゆみ. 628pp
- 6) 公害防止事業団(1991)公害防止事業団25年のあゆみ, 242pp
- 7) 公害防止事業団(1966)公害防止事業団業務方法書第7条
- 8) 建設省都市局公園緑地課(1968)国庫補助緩衝緑地造成事業の実施要領
- 9) 厚生省環境衛生局(1965) 公害防止事業団法逐条解説, 148pp.
- 10) 厚生省、通商産業省(1965)第48回国会提出公害防止事業団法案参考資料, 97pp
- 11) 環境事業団(2002)事業統計, 145pp
- 12) 国土交通省都市・地域整備局公園緑地課監修(2002)公園緑地マニュアル.(社)日本公園緑地協会, 669pp.